

# 住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金 (10万円/1世帯) のご案内

受給には手続きが必要です

- 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金<u>(1世帯あたり10万円)</u>は、 住民税均等割非課税世帯や令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染 症の影響で家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、手続きが必要です。

# 給付金の支給額

1世帯あたり $oldsymbol{10}$ 万円

# 給付金の支給時期

原則、確認書を受理した日から おおむね3~4週間程度

※書類不備等がある場合、支給遅延がおこる可能性があります。

# 支給対象と方法

### 支給対象となる世帯

世帯全員の令和3年度 「**住民税均等割が非課税」** の世帯



横須賀市から

確認書が届きます(要返送)

※一部申請が必要な場合があります

(令和3年12月10日時点で住民登録のある 市区町村から確認書が送付されます。)

# 給付金の支給手続き

- 対象となる世帯には、横須賀市から、給付内容や確認事項が書かれた 確認書が届きます。
- 中身を確認して、横須賀市に返送してください。【確認事項】
  - ①記載された給付金振り込み口座番号に誤りがないか
  - ②住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないことなど
  - ※記載された口座情報とは代わりの口座を指定もしくは、口座欄が空白の場合は、 新たに口座情報を記入してください。

#### お問い合わせ

横須賀市臨時特別給付コールセンター

電話 0120-118-008

受付時間 8:30~17:00 (土・日・祝日を含む)

#### DV (ドメスティック・バイオレンス) 等避難中※1でも受給できる場合があります

- DV等で住所地\*2以外に避難中の方も、住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金をご自身が受給できる可能性があります。
- 住所地の世帯が既に給付金を受け取っている場合でも、一定の要件 (DV保護命令と収入要件)を満たせば、現在のお住まいの市区町村から 受給することができます。
- 給付金を受給するためには、現在お住まいの市区町村での手続きが必要です。
- ※1 「DV等避難中」とは、ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為、児童虐待やこれに準ずる行為等の被害者が 住所地以外にお住まいの場合をいいます。
- ※2 このリーフレットでは、「住所地」とは、住民票の有無にかかわらず、避難する前に居住していた場所をいいます。
- Q 住民票がある世帯で、配偶者が給付金を受給しました。 私は給付金を受給できませんか?
- A 住民票がある世帯の方(配偶者等)が給付金を受給済の場合であっても、ご自身が要件(DV避難中であることの証明、収入要件)を満たせば、現在お住まいの市区町村から給付金を受給できます。

#### DV等避難中であることを明らかにできる書類の例 (児童手当準拠)

- 配偶者に対する保護命令決定書の謄本と確定証明書等
- 婦人相談所、配偶者暴力相談支援センター等が発行する証明書
- 住民基本台帳事務における支援措置(閲覧制限等)の決定通知書
- 配偶者に児童への接近禁止命令が発令されている場合等
- Q 配偶者からDVを受け避難しています。 配偶者の扶養に入っている場合、受給できますか?
- A 配偶者の扶養に入っている場合でも、DV等避難者は独立した生計を立てている者とみなし、ご自身の収入が住民税非課税世帯相当である場合には受給できます。
- Q 現在の住まいで受給するためには、どのような手続きが必要ですか?
- A 現在お住まいの市区町村にご連絡いただき、「配偶者からの暴力を理由に避難している旨の申出書」と「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金申請書」をご提出ください。



住民税非課税世帯等に対する臨時特例給付金の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください!



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。